

南加賀広域圏事務組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 1 日

南加賀広域圏事務組合管理者 西村徹（署名）

南加賀広域圏事務組合規則第 1 号

南加賀広域圏事務組合財務規則の一部を改正する規則

南加賀広域圏事務組合財務規則（昭和 53 年南加賀広域圏事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「財務に関しては」の次に「，別に定めるもののほか」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。